

# 令和5年度香川働き方改革推進会議 次第

日時：令和5年10月19日（木）14：30～16：00  
場所：高松サンポート合同庁舎 低層棟2階アイホール

## 次 第

### 1 働き方改革共同宣言について

- (1) 挨拶 [香川県知事 池田 豊人]
- (2) 共同宣言について
- (3) 共同宣言への署名
- (4) 構成員からの御発言
- (5) 写真撮影

### 2 建設業、道路貨物運送業、医療業の実情等について

- (1) 香川労働局
- (2) 四国地方整備局
- (3) 四国運輸局
- (4) 香川県（健康福祉部）
- (5) 意見交換

## 令和5年度 香川働き方改革推進会議 出席者名簿

令和5年10月19日（木）

### 【構成員】

（敬称略）

	機関名	役職	氏名	出席	備考等
労使団体等	日本労働組合総連合会香川県連合会	会長	福家 良一	○	随行：副事務局長 立石 猛
	香川県経営者協会	会長	本田 典孝	○	随行：専務理事 白石 幸一
	香川県商工会議所連合会	会長	泉 雅文	代理	事務局長 長井 一喜
	香川県商工会連合会	会長	篠原 公七	○	随行：
	香川県中小企業団体中央会	会長	国東 照正	○	随行：事務局長 朝國 和樹
	（一社）香川労働基準協会	会長	奥山 環	○	随行：専務理事 石井 芳徳
	香川県社会保険労務士会	会長	植田 博司	○	随行：事務局長 笠井 和久
香川県	香川県	香川県知事	池田 豊人	○	随行：労働政策課長 渡邊 篤志 主任 明比 脩平
国の機関	四国経済産業局	地域経済部長	熊野 哲也	○	随行：地域経済部 地域経済課 係長 森田 瑞希
	香川労働局	局長	栗尾 保和	○	

### 【オブザーバー】

	機関名	役職	氏名	出席	備考等
	（一社）香川県中小企業診断士協会	会長	岩倉 正敏	○	
	香川働き方改革推進支援センター	センター長	花房 拓郎	○	
	香川県よろず支援拠点	チーフコーディネーター	矢野 稔洋	○	
	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部	支部長	川崎 聡	代理	生産性センター業務課長 津田 真志
	四国税理士会香川県支部連合会	会長	二川 博之	○	
	四国総合通信局	情報通信部 情報通信振興課長	西岡 優	代理	会場 企画監理官 松岡 正之 リモート 課長補佐 山内 哲秀
	高松信用金庫	理事長	大橋 和夫	○	
	日本政策金融公庫高松支店	支店長	乃村 克利	○	
	（独）労働者健康安全機構 香川産業保健総合支援センター	副所長	神原 修	代理	業務課長 宮崎 賢治
	（一社）香川県建設業協会	会長	森田 紘一	代理	専務理事 河井 淳
	（一社）香川県トラック協会	会長	楠木 寿嗣	代理	事務局長 大熊 徹也
	（一社）香川県医師会	会長	久米川 啓	○	

### 【説明者】

	機関名	役職	氏名	出席	備考等
	四国地方整備局建政部 計画・建設産業課	建設産業調整官	佐藤 篤	○	随行：なし
	四国運輸局	貨物課長	竹内 宏幸	○	随行：次長 石丸 永志
	香川県健康福祉部	医務国保課長	高橋 睦雄	○	随行：課長補佐 福家 敏英
	香川労働局	労働基準部長	神田 将伸	○	

※第1部ではスクリーンは降ろさない。第2部のみ降ろして使用。

# 令和5年度 香川働き方改革推進会議 座席表 (第1部)

(敬称略)

スクリーン ※上から降りてくる方式

写真撮影場所

★可能な限り東窓側に寄せて設営

PC

講師演台

四国経済産業局 地域経済部長 香川労働局長 香川県知事 香川県経営者協会 会長

日本労働組合総連合会  
香川県連合会  
副事務局長

香川県社会保険労務士会  
事務局長

香川労働基準協会  
専務理事

四国経済産業局  
地域経済部

(Zoom参加者)  
四国総合通信局  
情報通信部

日本労働組合総連合会  
香川県連合会 会長

香川県社会保険労務士会  
会長

香川労働基準協会  
会長

高松信用金庫  
理事長

日本政策金融公庫  
高松支店 支店長

香川県中小企業診断士協会  
会長

四国税理士会  
香川県支部連合会 会長

香川県健康福祉部  
医務国保課長

四国総合通信局  
情報通信部  
情報通信振興課長  
(代理)

香川県健康福祉部  
医務国保課

香川県商工労働部  
労働政策課

香川県商工会議所連合会  
会長 (代理)

香川県商工会連合会  
会長

香川県中小企業団体中央会  
会長

香川県よろず支援拠点  
チーフコーディネーター

香川働き方改革推進支援  
センター センター長

高齢・障害・求職者雇用  
支援機構香川支部  
支部長 (代理)

労働者健康安全機構  
香川産業保健総合支援  
センター 副所長 (代理)

四国地方整備局  
建政部  
建設産業調整官

四国運輸局  
貨物課長

香川県知事  
秘書

香川県商工労働部  
労働政策課長

香川県商工会連合会

香川県経営者協会  
専務理事

香川県中小企業団体  
中央会  
事務局長

四国運輸局

随行者

報道  
機  
関  
席

香川県トラック協会  
会長 (代理) 香川県医師会  
会長 香川県建設業協会  
会長 (代理)

香川労働局・事務局

受 付

香川労働局  
職業安定部  
職業安定課長

香川労働局  
労働基準部  
監督課長

香川労働局  
労働基準部長

香川労働局  
雇用環境・均等室長

香川労働局  
雇用環境改善・  
均等推進監理官



※第1部ではスクリーンは降ろさない。第2部のみ降ろして使用。

# 令和5年度 香川働き方改革推進会議 座席表(第2部)

(敬称略)

スクリーン ※上から降りてくる方式

★可能な限り東窓側に寄せて設営

PC

講師演台

日本労働組合総連合会  
香川県連合会  
副事務局長

香川県社会保険労務士会  
事務局長

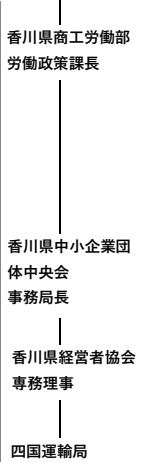
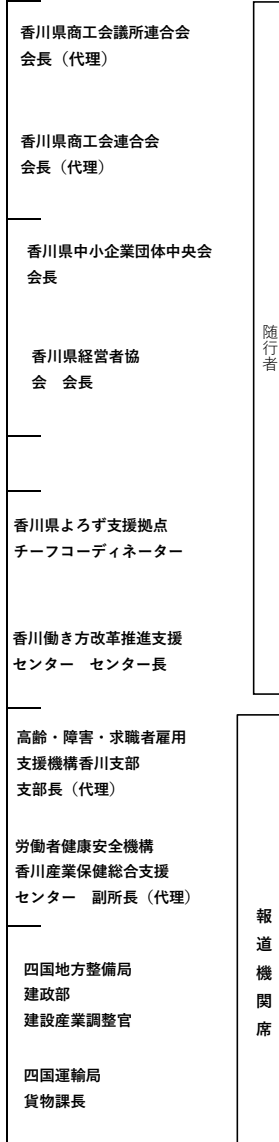
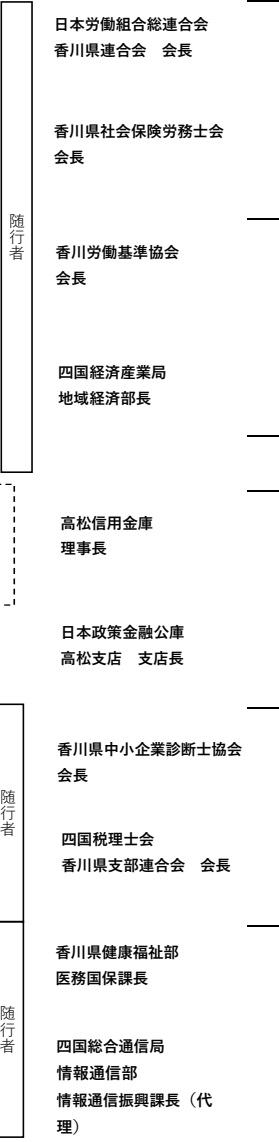
香川労働基準協会  
専務理事

四国経済産業局  
地域経済部

(Zoom参加者)  
四国総合通信局  
情報通信部

香川県健康福祉部  
医務国保課

香川県商工労働部  
労働政策課



報道  
機  
関  
席

香川県トラック協会  
会長(代理) 香川県医師会  
会長 香川県建設業協会  
会長(代理) 香川労働局長

香川労働局・事務局

受付

香川労働局 職業安定部 職業安定課長

香川労働局 労働基準部 監督課長

香川労働局 労働基準部長

香川労働局 雇用環境・均等室長

香川労働局 雇用環境改善・均等推進監理官

# 資料一覧

令和5年10月19日  
香川働き方改革推進会議

資料1 香川働き方改革推進会議構成員名簿

資料2 香川働き方改革推進会議設置要綱

資料3 香川働き方改革共同宣言

資料4 香川労働局資料

資料5 四国地方整備局資料

資料6 四国運輸局資料

資料7 香川県健康福祉部資料

## 香川働き方改革推進会議構成員名簿

令和5年 10月

(敬称略)

	氏名	所属機関・役職等
労使団体等	福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長
	本田 典孝	香川県経営者協会 会長
	泉 雅文	香川県商工会議所連合会 会長
	篠原 公七	香川県商工会連合会 会長
	国東 照正	香川県中小企業団体中央会 会長
	奥山 環	一社) 香川労働基準協会 会長
	植田 博司	香川県社会保険労務士会 会長
香川県	池田 豊人	香川県知事
国の機関	熊野 哲也	四国経済産業局地域経済部長
	栗尾 保和	香川労働局長

## 香川働き方改革推進会議設置要綱

### 1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進、人材の確保・定着の観点から、法定労働時間の履行確保を前提とした上で、個々の企業において労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直しなど、従来の働き方を見直す「働き方改革」を進めていくことが求められている。

特に、香川県下においては、総労働時間が全国と比較して長い状況にあり、長時間労働の解消を始めとする働き方改革の実現は、人口の県外流出を防ぎ、地元企業に優秀な人材が就職し、定着することにも資すると考えられる。

また、香川県の雇用の約 8 割を占める中小企業・小規模事業者において働き方改革の取組を促進するためには、働き方改革の基本的な考え方や支援策のきめ細かな周知を行っていくことが必要である。

このような中、平成 30 年 7 月 6 日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第 10 条の 3 において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めることとされた。

こうしたことから、働き方改革の実現に向けた取組をさらに強化するために、企業トップへの働きかけや、中小企業・小規模事業者の取組支援を行うとともに、地域全体の機運の醸成を図ることを目的とする。

### 2 設置

働き方改革の実現に向けた対策を推進するために、香川働き方改革推進会議を設置する。

### 3 構成員

日本労働組合総連合会香川県連合会会長

香川県経営者協会会長

香川県商工会議所連合会会長

香川県商工会連合会会長

香川県中小企業団体中央会会長

(一社)香川労働基準協会会長

香川県社会保険労務士会会長

香川県知事

四国経済産業局地域経済部長

香川労働局長



#### 4 実施内容

- (1) 働き方改革の推進のための取組方針の決定
- (2) 働き方改革の推進のための団体・企業のトップへの働きかけ
- (3) 働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成
- (4) 人材の確保・定着に向けた労働環境、処遇改善等のための必要な取組
- (5) 中小企業・小規模事業者の取組支援
- (6) その他必要な取組

#### 5 かがわインターンシップ推進協議会の設置

上記4（4）を円滑に実施するために、かがわインターンシップ推進協議会を設置する。

#### 6 会議

構成員による協議及び情報交換等を行うため、事務局は、必要に応じ会議を招集する。また、必要に応じて構成員以外の参加者を招集することを妨げない。

併せて、事務局は円滑な推進会議を開催するために幹事会を必要に応じ開催する。

#### 7 庶務

会議の庶務は、香川労働局雇用環境・均等室において処理する。

改正 平成30年1月26日

改正 平成30年9月26日

## 香川働き方改革共同宣言

—全員参加による働き過ぎのない社会の実現を目指して—

労働力人口が減少する中で、香川県内においても働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働による働き過ぎのない社会づくりなどの「働き方改革」を推進することが求められています。

例えば 2024 年 4 月からは、長時間労働の多いと言われる自動車運転者、建設業、医師についても、改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用されます。これらの業種では、働く人の長時間労働の背景として、短い工期での建設工事の実施要求、荷の配達において長時間の荷待ちや繰り返しの再配達が生じている取引慣行、医療提供における応召義務がある中での患者の受診ニーズが存在し、これらは、事業主の努力だけでは解決することが困難であり、その是正には他の事業者や県民などの理解等が欠かせません。

これら業種に限らず、こうした働き過ぎをなくすという課題は、必ずしも各事業場の労使のみの努力で解決できるものではありません。県民一人ひとりにおいても、消費者などの立場から、商品やサービスの迅速な提供が働く人の長時間労働に支えられているものがあることを理解していただく必要があります。

こうしたことから「香川働き方改革推進会議」は、次のとおり、産業界における商慣行の見直しや県民の協力などを促すことにより、働き過ぎのない香川県を目指すことを宣言します。

一、産業界において、著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更を避けるなど、取引先の事業者等に長時間労働を生じさせないよう取引上配慮する慣行の定着を進める。

一、広く県民に対し、消費者などとしての立場から働く人の長時間労働を生じるような習慣をなくしていくアクションを呼びかける。また、各県民にそうしたアクションを他の方にも広めてもらうよう、呼びかける。

令和 5 年 10 月 19 日

香川働き方改革推進会議 構成員

< 構成員 所属機関・役職等 >

[ 御 署 名 ]

---

